

令和6年度（2024年度）北海道・アルバータ州高校生交換留学促進事業実施要項 (令和6年3月26日学校教育局高校教育課長決定)

1 目的

この要項は、高校生交換留学促進事業実施要綱（平成11年3月31日教育長決定）第7の規定に基づき必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 留学先

カナダ・アルバータ州内の公立高等学校

(2) 留学期間

2024年11月から12月までの間で、北海道教育委員会とカナダ・アルバータ州教育省（以下「教育省」という。）とが合意した7週間

(3) アルバータ州留学生受入期間

2025年2月から3月までの間で、北海道教育委員会と教育省とが合意した7週間

(4) 募集人員

道立高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の生徒 計20名（予定）

(5) 引率者

往路（教員）2名、復路（教育庁職員）1名（新千歳空港とカナダ国内空港間の引率等）

(6) アルバータ州における通学

北海道から派遣する留学生（以下「留学生」という。）は、教育省が選考した留学生（以下「ア州留学生」という。）の家庭にホームステイしながら、ア州留学生が在籍する高等学校に通学し、授業、学校行事等に参加する。

(7) ア州留学生の受け入れ

留学生の保護者（以下「保護者」という。）は、ア州留学生をホームステイさせながら、留学生が在籍する高等学校等に通学させ、授業、学校行事等に参加させる。

また、留学生が在籍する高等学校等は、ア州留学生を受け入れ、その受入期間中における授業、学校行事等に参加させるとともに、日本語の指導を行う。

(8) ア州留学生とのオンライン交流

留学生は、パートナーとなったア州留学生と派遣・受入の前にオンライン交流を実施し、情報交換を行う。

3 留学生の応募資格

(1) 事業実施年度において、国際交流、国際理解教育及び外国語教育に積極的に取り組んでいる道立高等学校の第1学年又は第2学年（道立中等教育学校にあっては第4学年又は第5学年）に在学中の者

(2) 基礎的な英会話の能力（※）があり、その向上に意欲的に取り組める者

※ CEFR A2 レベル（英検準2級取得程度）以上の英語力を有する生徒（英語担当教員が同等のレベルを有すると判断する場合を含む。）

(3) 異文化や異なる習慣、考え方を尊重し、共に学び合い、高め合うことができる者

(4) 心身とも健康で、かつ、外国での生活に適応できる者

(5) 帰国後、国際交流等に関する事業や行事に積極的に参加・協力できる者

4 事業への参加要件

留学生が在籍する高等学校等及び留学生の家庭は、次のとおり対応できることを参加要件とする。

(1) 高等学校等

ア 留学生及び保護者に対し、留学前後における適切な指導・助言ができること。

イ 留学中における留学生や保護者へのフォロー、留学先の高等学校やホームステイ先等関係者との連絡調整、緊急対応ができること。

ウ ア州留学生に対し、受入前に学校生活等に関する連絡や助言を行うことができること。
また、受入家庭からア州留学生やその在籍する高等学校に対して照会するよう要望が

あつた場合は、ア州留学生やその在籍する高等学校と連絡を取るなど、適切に対応できること。

エ ア州留学生に対し、その受入期間中の授業、学校行事等への参加や、その他の学校生活について適切に対応できること。また、必要に応じ、ア州留学生が在籍する高等学校やア州留学生の保護者等関係者との連絡調整、緊急対応ができるここと。

オ ア州留学生の滞在期間中、その日常生活に関わり、留学生や保護者に指導及び助言ができること。

カ ア州留学生の滞在期間中、北海道教育委員会の求めに応じ、ア州留学生の学校生活の状況や行動の様子等について報告できること。

(2) 留学生の家庭

ア州留学生をその受入期間中ホームステイさせ、日常生活について監督・看護ができるここと。また、ア州留学生の、自宅と新千歳空港間の送迎や留学生が在籍する高等学校等への通学、授業や学校行事等への参加について適切に対応できること。

5 留学生の募集及び決定

(1) 留学を希望する生徒は、次の書類を在籍する高等学校長又は中等教育学校長（以下「学校長」という。）に提出する。

ア 出願書（様式1）（本人の顔写真、家族写真及び自宅写真を添付または貼付すること）

イ 小論文「交換留学を通して何を学び、将来にどう活かして行きたいか」
(400字～800字程度、様式任意、PCソフトによる作成も可)

(2) 学校長は、上記4の要件をすべて満たす場合、上記3の要件を満たす生徒3名を限度として選考の上、生徒から次のアの書類を徴し、次のイ及びウの書類と併せて上記(1)の書類に添付し、所轄の教育局に推薦すること。

ア 健康診断書（様式2）又は令和6年（2024年）4月1日以降に学校で受診した定期健康診断の結果の写し

イ 推薦書（様式3）

ウ 実施計画書（様式4）

(3) 北海道教育委員会（教育局を含む。）は、書類選考、生徒面接（日本語と英語）及び保護者面接（日本語）を行い、留学候補者を選考する。

さらに、留学候補者の中から教育省と協議・調整をした上で留学生を決定し、関係学校長あて通知する。

6 事前研修会

事前研修会は、留学生及び保護者並びに高等学校等の受入担当教員等が出席する。

7 経費の負担区分

この事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 北海道教育委員会が補助する経費（保護者に対する補助）

高校生交換留学促進事業補助金交付要綱（平成6年6月1日教育長決定）に基づき、補助する。

(2) 保護者が負担する経費

ア 事前研修会の参加に要する費用、留学生の自宅と新千歳空港間の往復に要する費用、海外旅行保険料、パスポート取得料、eTA申請料、留学先の高等学校における行事等に参加する費用及び新千歳空港とカナダ・エドモントン空港又はカルガリー空港間の往復交通費のうち、(1)の補助を超える部分

イ ア州留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び自宅と新千歳空港間の送迎に要する経費（次の(3)の経費と相殺される。）

ウ その他必要な経費

(3) アルバータ州の受入家庭が負担する経費

留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅からカナダ・エドモントン空港又はカルガリー空港までの送迎に要する経費

8 その他

- (1) 留学生及び保護者並びに留学生が在籍する高等学校等の受入担当教員等は本事業終了後、研修報告書（様式任意）を北海道教育委員会に提出するものとする。
- (2) 留学生が在籍する高等学校等は、留学生が事業を通じて得た経験や知識を他の生徒へ広く還元することを目的として、留学生による成果報告の場を設けることとする。実施規模及び方法は各校の判断によるが、全校生徒や近隣校生徒等にも広く事業効果を普及できるよう努めること。
なお、報告会等の実施後30日以内に、様式5により実施状況を北海道教育委員会へ報告すること。
- (3) 保護者は、留学生を北海道教育委員会が指定する海外旅行保険に加入させることとし、留学期間中の病気、事故等については、保護者の責任において対処するものとする。
- (4) 留学生の留学期間中に病気、事故その他やむを得ない事情により留学を中止しなければならない場合、又は滞在を継続することが適当でないと北海道教育委員会が認めた場合は、留学生を帰国させることができるものとする。
- (5) 留学生の留学期間中の欠席に伴う単位の扱いについては、留学生が在籍する高等学校等と保護者が十分に話し合うこと。
- (6) 国内外における情勢変動や疾病の蔓延、天災の影響等により、やむをえずア州留学生の帰国日程が延期になる場合は、ア州留学生を受け入れた高等学校等及び保護者は、変更後の帰国日まで引き続き受入を継続するものとする。
- (7) その他この交換留学事業について必要な事項は、北海道教育委員会と教育省が協議して別に定めるものとする。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。